

在籍型出向促進助成金のご案内

令和6年能登半島地震発災後に、従業員の雇用維持を図るため、在籍型出向を実施した出向元事業者を支援します。

申請期間

令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

対象事業者

地震発災前から石川県内(野々市市、川北町を除く)に事業所を有している**在籍型出向の出向元事業者**

主な要件

- 地震発災後に締結した**出向契約に基づき行われた、出向期間が1か月以上の在籍型出向**であること。
- 出向労働者が、**令和6年1月1日時点で出向元事業所で就労**しており、**雇用保険の被保険者**であること。

※要件の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

支給額

出向労働者1名あたり上限額:**10万円**(実費支給)
1事業者あたりの支給上限額:**100万円**

本助成金は、令和6年1月1日に遡及適用されます
(令和6年1月1日以降に出向元事業者が負担した経費が対象です)

支給対象経費

- ✓ 出向労働者が出向先事業所で単独で直接使用する机、椅子、被服、パソコン、工具、参考図書等
- ✓ 出向契約作成を社会保険労務士等に委託した場合の当該社会保険労務士等に支払った費用
- ✓ 出向に必要な移動を行うため、社内の就業規則等に基づいて支払った旅費（ただし支出が証明できるものに限る）
- ✓ 出向先事業所で必要となる技能習得のため、外部講師を呼んだ場合の講師費用
- ✓ 出向労働者の転居にかかる引越費用（専門業者に依頼・実施した場合に限る） など
- ✓ 出向労働者が出向先での業務に使用しない、あるいは他の労働者と共用となる物品
- ✓ 消耗品代（各種用紙、文房具、トナー等でその性質が長期の使用に適しないもの）
- ✓ 出向元・出向先事業所の賃貸借料、光熱水料、インターネット料金、機器等保守料金
- ✓ 出向元事業所、出向先事業所の従業員の賃金（出向中の労働者の賃金含む）
- ✓ 転居に係る物件の敷金・礼金、賃貸借料（共益費含む）、物件購入費、光熱水料
- ✓ 車両の保守費用 など

支給までの流れ

